

聖書における性別の神学的意味と実践的意義

櫻井圀郎

キリストと世界 29号抜刷 2019.3.1

聖書における性別の神学的意味と実践的意義

櫻井園郎

(「法と神学」のミニストリーズ代表、元東京基督教大学教授)

1 問題の所在

戦前、我が国においては、公法上の権利義務、公職への就任、私法上の権利義務、家庭および家族における権利義務、社会における職務および権利義務などにおいて、男女の性別による差別には著しいものがあった¹。

戦後、「日本国民の総意に基づく新日本建設の礎の定まり」(布告文)を受けて公布された日本国憲法において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」旨が明確に規定された(14条1項)。

家族関係については、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」ものとされ(24条1項)、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」旨が明確にされている(24条2項)。

それに伴い、婚姻、親子、養子、相続、遺言など、家族法に関する民法第4編(親族)および第5編(相続)²も全面改正され、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない」旨の解釈規定も加えられている(2条)。

法的には、このような状況にある一方、社会的には、1960年代後半、米国で起こった「女性解放運動」としての「ウーマンリベレーション(通称「ウーマンリブ」)」運動が「女権拡張運動」として流入し、渦中にあった学生運動と相俟って、激しい

1 ただし、性別による差別のみではなく、身分、家柄、門地、出身地、家族関係、財産状況など、多くの社会的条件による差別が当然とされている中の一要素であった点を理解し、性別のみを過剰視することは避ける必要がある。

2 民法第4編は725条以下、第5編は882条以下。

社会運動として展開され、「男女雇用機会均等法」の成立、行政における「男女共同参画」など、立法および行政に大きな影響を与えている。

1980年代には、「夫婦は夫又は妻の氏を称する」（民法750条）という規定が、夫となる男性の圧倒的な力のゆえに、妻となる女性の氏が採用されることがなく、圧倒的に女性が差別されていると称して、「夫婦別姓」論が唱えられるに至っている³。

さらに、1990年頃からは、「男らしさ」「女らしさ」に関する言及が非難される情勢が生まれ、「男であること」「女であること」が好ましくない要素と解され、「男として」「女として」の教育を主張する者やこれを肯定する者が拒絶されるなど、「男を男とすること」「女を女とすること」が消極的に捉えられるようになり、究極においては、「男」「女」という性別が否定されるかのような状況となっている。

2000年以降、米国において、性行動における「LGBT⁴」問題が社会を席捲し、

-
- 3 思うに、夫婦別姓は、現世代にとっては、夫婦ともにそれぞれの父母の氏を称するという点で平等になるとも言えるが、子の世代にとっては父または母の氏でしかなく、父母の氏を称する子の権利を剝奪する制度でもある。

筆者は、「戸籍は、一の夫婦……ごとに編成する」（戸籍法6条本文）のであり、「婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編成する」（戸籍法16条1項本文）とされる法律の趣旨に則り、現行戸籍は、戦前のような「家の制度」ではなく、夫婦を基本単位とする制度なのであるから、旧来の氏を承継する必要はなく、婚姻の際に夫婦について新たな氏を定めれば良いとする「夫婦創氏（夫婦創姓）」論を主張している。

- 4 「LGBT」とは、①「Lesbian」、②「Gay」、③「Bisexual」、④「Transgender」の頭文字を表す。その意味は単純ではないが、一応、①「女性の同性性交類似行為を指向する者」、②「男性の同性性交類似行為を指向する者」、③「異性間の性交と同性間の性交類似行為との両方を指向する者」、④「性同一性障害でありながら法的な手続きを拒否して、性の同一性を一致させないことを指向する者」と解しておく。

「LGBT」という用語は、2006年、カナダ・モントリオールにおいて決議された「Declaration of Montreal on Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Human Rights（レズビアン・ゲイ・バイセクシャルおよびトランスジェンダーの人権宣言）」（通称「モントリオール宣言」）に基づいている。

なお、この宣言は、同年、インドネシア・ジョグジャカルタにおいて、「Yogyakarta Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向および性同一性にかかる国際人権法の適

教会にも影響を与え、神学の世界にも入ってきて、聖書解釈や神学論議にも影響を与えている。

近年、日本社会においても、「LGBT」論が、あたかも当然の論理であるかのように主張され、政治、行政、法律の世界においても、一般社会においても、共通認識・常識化されつつあり、従来、通常と考えられてきた性的関係を主張することが咎められ、憚られる状況となってきた。

翻って、日本の基督教界においては、創世記1章では「人は男と女に創造された」とされている(27節)一方、創世記2章では「女は男から創造された」とされていて(22-23節)、創世記1章と2章との間に矛盾があるとされ、「総論と各論」説や「E文書とJ文書」説などの解釈論が展開されてきた。

米国においては、半世紀も前から、女権拡張運動の進展と相俟って、男女差別に過敏で、男女を意味する用語の使用に極めて厳格となり、組織神学の講学上、「人間」を「Man」と呼び、「人間論」を「Doctrine of Man」とすることに異論が唱えられる状況にあった⁵。

思うに、欧米語においては、すべての名詞に性別があり、常に、性別を意識して言語を発し、文字を書くことになる一方、神が男性であることから男尊女卑の思想が生まれたとする思い込みがあり、女権拡張運動に呼応して起こった現象である⁶。

用に関するジョグジャカルタ原則)として採択され、翌年(2007年)、ジュネーブの国際連合人権理事会において承認されている。

- 5 フェミニストセオロージャンとして知られる、フラー神学校の組織神学者ポール・ジュウエットは、「父なる神」を否定して「父母なる神」と称し、その教本『組織神学』の前半では「神」を「He-His-Him」で受け、後半は「She-Her-Her」で受けるという技巧を凝らしている。

学期の途中からジュウエット教授の講義を受講した筆者は、当初、彼の言う「She-Her-Her」の意味が理解できず、大いに悩んだ覚えがある。

基督(イエス)は男性であることに異論がないが、聖霊は希語「πνεύμα」を女性名詞と解して女性とし、父なる神は「父母なる神」として、三位の神の間における男女比も均衡させているのである。

- 6 筆者は、この点に関して、フラー神学校・高等神学研究院(Center for Advanced Theological Studies)における研究演習において、「日本は米国より遅れた封建社会であり、男尊女卑の強い社会である」という米国人らの思い込みを感知して、「日本には八百万の神々がいるが、その頂点に君臨する神はアマテラスという女神である。ゆえに、日本は女尊男卑の思想が強く、米国よりも女権の認められた社会であるか?」との提言をなし、参加者らの否定

欧米の教会においては、歴史的に、「同性愛⁷（以下「同性性交類似行為」という⁸。）」の問題が深刻であり、それに対する強い否定的な意識があることは、日本の状況とは異なる点である。

本稿においては、世界中に広まっている性別を否定する社会的な諸傾向を問題点として認識しつつ、このような性別に関する問題が、社会の変化に応じて、教会における伝道牧会や神学にも影響を投じつつある昨今、明確な神学的な検討が求められているものと思料し、聖書に基づく組織神学・人間論の課題として一考を論じた⁹。

2 現代社会における性別の問題

(1) 同性性交類似行為の忌避

従来、欧米の伝統に基づく基督教界においては、同性性交類似行為は禁止行為とされ、罪とされ、忌避されてきたが、現代社会においては、特別立法によって、同

的反応を得て、悦に入った覚えがある。

- 7 「同性愛」とは、文字通りに「同性が同性を愛すること」を意味するとすれば、「同性愛」が否定され、禁止される理由はない。

例えば、「汝の敵を愛せよ」（ルカ 6 章 27 節）や「汝ら、愛し合うべし」（ヨハネ 13 章 34 節）の「愛すべき相手方」としては、同性が想定されよう。むしろ、異性である方が問題となろう。

父子愛、母娘愛、兄弟愛、姉妹愛、師弟愛など、同性であれば好ましいと思われる場面でも、異性であると問題も感じる向きもあろう。

用語上の不自然さは、「同性愛」とは、英語「Homosex」「Homosexual」が表示するように、「同性間の愛」ではなく、「同性間の性交」を意味しているからである。

- 8 判例上、「性交とは」、「男性器を女性器に挿入すること」を意味するから、「同性間の性交」が成立する余地はないので、「同性性交類似行為」というのが適切である。なお、「性交類似行為」とは、「異性間の性交とその態様を同じくする状況下」における「性交を模して行われる」「実質的に見て性交と同視し得る態様における性的な行為」をいう（昭和 60 年 10 月 23 日最高裁大法廷判決）。

- 9 筆者は、東京基督教大学共立基督教研究所「基督教と日本文化」研究会において、2015 年、「日本社会と聖書における男と女」研究会を主宰し、神学的、聖書的、社会的な諸側面、日本社会の現実問題、近代企業の実態、外国の事例などの報告および議論を経てこの問題を扱っており、本稿はその成果の一部報告という意味も併有している。

性交類似行為を行う者らに対する差別が禁止され、同性性交類似行為を行う者らの同性カップルによる養子縁組が許可され、同性性交類似行為を行う者らの同性婚が公認されるような状況が生まれている。

国際連合・世界保健機関（WHO）は、同性性交類似行為が異常であり、倒錯としており、変態であるということを否定し、治療の対象となる病気でもないとしている。

欧米法圏およびイスラーム法圏の諸国においては、男性が男性の口腔・肛門を用いて性交類似行為を行い、または、獣姦・鶏姦などを行うことが、刑罰をもって禁じられている（いわゆる「ソドミイ法」）。

その結果、国家権力による啓蒙や取締りなどによって、男性同性性交類似行為を主として、同性性交類似行為に対する否定的な社会意識が強く形成されてきたものと思料される。

その後、人権上の理由で、多くの国・州・地域においてソドミイ法は廃止されたが、なお現行法として施行されているところもあるが、しかし、廃止された国においても、国民の間に形成された社会意識は、法律の廃止によって、直ちに、容易に、払拭されることはなく、深刻な差別を生む原因ともなっている。

そのため、新たな立法による、同性性交類似行為を行う者に対する差別を禁止する必要に迫られ、ソドミイ法を廃止した国のほとんどにおいて、同性性交類似行為を行う者や同性性交類似行為を指向する者などを差別することを禁止する法律が施行されている。

このような立法措置は、本来、単なる差別の禁止のみを目的としているものであるはずであるが、同性性交類似行為の禁止の禁止は同性性交類似行為の公認であるとも解されうるものであり、新たな社会現象の原因となっている。

そこからさらに近年、「同性性交類似行為者の権利」が、積極的に、大きく主張されることとなり、それが功を奏してか、同性による婚姻（同性婚）が認容され、同性カップルが養親となる養子縁組が許容されるなど、社会の秩序が大きく変えられてきている。

(2) 同性婚の容認

2015年6月26日、米国連邦最高裁判所は、「同性婚は憲法上の権利」であるとし、「同性婚を禁止する州法は違憲」である旨の判決を言い渡した（裁判官5対4の多数）。本判決の要点は、次のとおりである。

- ① 婚姻は最高の結合である。愛・貞節・献身・犠牲・家族という最高の理念を実現するものである¹⁰。婚姻は、二人を大きな存在にする¹¹。婚姻は、死すら超える愛を実現する¹²。
- ② 同性婚を主張する者らが婚姻を軽視しているという見解は誤りである¹³。原告らが婚姻の実現を請求しているのは、原告らが婚姻制度を強く重視している証左である¹⁴。原告らは、人類根本の制度である婚姻を否定されないことを望むものである¹⁵。
- ③ 原告らの請求は、法律上平等に尊重されることである¹⁶。然るべき権利は、憲法上保障されている¹⁷。第六巡回区控訴裁判所¹⁸の判決はこれを破棄する¹⁹。

そもそも米国では、婚姻は各州法に依拠しており、「同性婚 (same-sex

10 No union is more profound than marriage, for it embodies the highest ideals of love, fidelity, devotion, sacrifice, and family.

11 In forming a marital union, two people become something greater than once they were.

12 As some of the petitioners in these cases demonstrate, marriage embodies a love that may endure even death.

13 It would misunderstand these men and women to say they disrespect the idea of marriage.

14 Their plea is that they do respect it, respect it so deeply that they seek to find its fulfillment for themselves.

15 Their hope is not to be condemned to live in loneliness, excluded from one of civilization's oldest institutions.

16 They ask for equal dignity in the eyes of the law.

17 The Constitution grants them that right.

18 「合衆国連邦巡回区控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the Federal Circuit)」とは、「合衆国控訴裁判所」の一種で、地理管轄ではなく、事件管轄による。現在、「巡回区」は12 (11 + 首都) ある。

そもそも「巡回裁判所 (Circuit Court)」とは、西部劇時代の名残りである。裁判所がない地域に巡回し、酒場などの場所を借りて臨時に開廷した裁判所のことである。現在では、連邦裁判所の控訴審のみが存在する。

19 The judgment of the Court of Appeals for the Sixth Circuit is reversed.

marriage)」は、36の州²⁰ および首都ワシントン²¹ で認められている一方、14の州で認められていない。本件上告は、同性婚の認められていないオハイオ、ミシガン、ケンタッキー、テネシーの4つの州からのものである。

本件判決は、①「州は、同性の二人を当事者とする婚姻の許可を拒否することができない」、②「州は、他州の同許可（同性婚の許可）を容認しなければならない」とするものである。

新聞各紙は、これを「same-sex “marriage”」と表現し、「同性婚権 (right to same-sex marriage)」が認められたと報道し、「一夫多妻・一妻多夫 (polygamy)」が次の目標であるとしている。

これにより、「marriage (婚姻)」は「男性と女性」という構図が崩壊し、社会のみならず、人類の秩序に大きな影響を与えることとなることが大いに懸念される。

基督教的、教会的背景を持つ者らはあえて本件判決を無視し、郡代による婚姻許可の拒絶や判事による婚姻許可手続の却下など、本件判決を否定する行動に出ている。合衆国憲法修正第一条²² を根拠とするものである。

この判決により、米国の教会においては、同性婚を否定することが違憲・違法となり、仮に教会で同性婚が否定されたとすれば、「教会で差別を受けた」と訴えられ、敗訴する可能性が大きくなっている²³。

日本の教会の場合、米国の法律上の影響は受けないが、米国の教会に左右され易い傾向があり、同性婚の結婚式の依頼を受けた場合、どのように対応するのが適切であるのか、十分な神学的、法学的、実践的検討をしておく必要がある。

20 マサチューセッツ (2003年州最高裁)、カリフォルニア (2003年ドメスティックパートナー法、2008年州最高裁)、コネチカット (2008年州最高裁)、アイオワ (2009年州最高裁)、バーモント (2009年州議会)、ニューハンプシャー (2009年州法)、ニューヨーク (2011年州法)、ワシントン (2012年州法) など。

21 2009年市法。

22 「First Amendment (合衆国憲法修正第一条)」には、「合衆国議会は、国教を制定する法律または自由な宗教活動を禁止する法律、もしくは言論・出版の自由もしくは人民が平穩に集会して不満の解消を求めて政府に請願する権利を奪う法律を制定してはならない」旨の規定が存する。

23 米国の場合、日本とは異なり、教会での結婚式の司式が、婚姻の成立に法律上の意味を有しているため、教会で拒否されると法律上の差別に当たることになる。

他方、同性婚外国人が日本に入国する場合、その在留資格を「配偶者」とできるのか、外国法上「配偶者」であるものを「配偶者でない」と否定できるのか、事態は深刻である。

この件に関して、法務省の通達²⁴は、外国の同性婚配偶者を「特定活動」として認定して保護しようと考えているが、問題である。なお、在留資格「特定活動」とは、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」をいい²⁵、同性婚配偶者に適用することは、問題がないとはいえない。結局、日本も、同性婚容認に向かう可能性がある。

(3) 日本社会の状況

我が国においては、同性性交類似行為や同性婚に関して、法律上、何の規定も置かれていない。

そもそも、諸外国においては、同性性交類似行為の禁止が先行しており、社会意識の変化に伴って、同性性交類似行為の禁止の禁止を定め、さらに同性性交類似行為を認容する法律を制定する必要に至ったものである。

それに対して、我が国においては、そのような先行法、先行慣例、先行事案などがなかったために、その必要がなかったということがいえる。明治初期に、「刑法」が制定されるまでの間、「改定律例」において同性性交類似行為の処罰が定められていたことがあったが、短期間でなくなっている。

一方、近時、一部の地方公共団体においては、独自の条例または規則によって、同性婚類似的な同性カップルの権利を認めるなどの規定を置いている。

現行日本法の下では、同性性交類似行為は禁じられておらず、同性が同棲（同居）することも可能であるが、婚姻類似的な関係を設定することはできないし、同性カップルによる養子縁組もできない。

その同性カップルを、結婚に相当する関係と認める書類を発行する制度が³、2015年11月5日から東京都渋谷区と世田谷区で始まっている。

渋谷区では、全国で初めて成立した「同性パートナーシップ条例」に基づいて、「パートナーシップ証明書」が発行され、世田谷区では、カップルが「パートナーシッ

24 平成25年10月18日管在第5357号・法務省入国管理局入国在留課長通達「同性婚の配偶者に対する入国・在留審査について（通知）」

25 出入国管理及び難民認定法別表第1の5。

「宣誓書」を区長に提出すると、区が「受領証」を発行することになっている。

パートナーシップ証明は、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二人間の社会生活における関係を「パートナーシップ」と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明するものである。

さらに、千葉市は、2019年4月から、同棲する二人の宣誓に基づいて「パートナーシップ宣誓証明書」を発行し、市の行政においては、婚姻と同様の扱いをするほか、民間企業などにも同様の取り扱いを求めている。

千葉市の制度は、渋谷区・世田谷区の制度とは異なり、「同性パートナー」だけではなく、「異性パートナー」も対象としている点で独自のものであるとしている。

ただし、「婚姻届は提出していないが事実上、婚姻の関係にある者」については、「事実婚」として、すでに多くの裁判例で認められており、多くの法律で明文化されているところでもあり、現下の問題の対象外である。

なお、文部科学省は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年文部科学大臣決定、平成29年最終改正）において、LGBT問題について、少しく言及している。

3 聖書における性別の問題

(1) 旧約聖書

i 創世記

創世記19章においては、ソドムに居住していたロトの許に投宿した「二人の御使い」をめぐる、ソドムの男ら（אַנְשֵׁי סֹדֹם）、若者のみならず老人に至るまで全員揃ってが、ロトの家を取り囲んだという事件が記録されている（4節）。

彼らが、「男ら（הַאֲנָשִׁים）を出せ」と要求し、「彼らを知りたい（בְּדַעַת אֲהֵם）」と主張する（5節）のに対して、ロトは、「男を知らない二人の娘（בְּנוֹת אִשְׁרֵי לֹא־יָדְעוּ אִישׁ）を差し出すことを提案し（8節）、投宿者を守ろうとしている。

ここで、「知る（יָדַע）」とは、「知る」「弁える」「悟る」という意味の語であるが、「アダムは彼の妻エバを知った（יָדַע אָדָם אֶת־עֵוָה אִשְׁתּוֹ）」（4章1節）、「カインはその妻を知った（יָדַע קַיִן אֶת־אִשְׁתּוֹרַב קַיִן אֶת־אִשְׁתּוֹ）」（4章17節）、「アダムはまたその妻を知った（יָדַע אָדָם עוֹד אֶת־אִשְׁתּוֹ）」（4章25節）等々という記述以来、性交を意味する婉曲表現として使用されている語である。日本語にも通じる点である。

なお、受胎告知（受胎予告）を受けたマリヤの言葉「ἄνδρα οὐ γινώσκω（男の）人を私は知らない」（ルカ 1 章 34 節）にもあるように、新約聖書のギリシャ語にも共通している。

そのことから、「男を知らない娘」とは「男と性交したことのない娘」を意味する表現であることと相俟って、「男らを知りたい」が「男らと性交類似行為をしたい」を意味するものと解するのに難くない。

この事件を契機としてソドムの町が滅ぼされている（19 章 25 節）ことから、「ソドムの町は男性同性性交類似行為のゆえに滅ぼされた」と解釈され、「ソドム（Sodom）」の地名から、「肛門性交類似行為」を意味する「ソドミイ（Sodomy）」という言葉が生まれている。

しかし、ここで展開されている事件は、投宿の御使いらを強制的に男性同性性交類似行為に引きずり出そうとしたものであるから、「強制男性同性性交類似行為」であって、自由意思に基づく「男性同性性交類似行為」ではない。

聖書は、ソドムの町が滅ぼされた原因を「非常に大きな罪のゆえ」としており（18 章 20 節）、当該事実は前記事件以前に認定されているのであるから、前記事件を滅びの原因とすることはできない。

前記事件を例示の一つと解して、ソドムの町の罪を、当事者の意思を無視した「強制男性同性性交類似行為」に求めることは不可能ではないが、当事者の自由意思に基づく「男性同性性交類似行為」と解することは適切ではない。

また、前記事件を契機として、ソドムの町には「男性同性性交類似行為」が蔓延していたと推測することは可能であるが、仮にそうであったとしても、ソドムの滅びの原因を「男性同性性交類似行為」と断ずるにはなお距離があると思料される。

ii レビ記

邦語訳聖書（新共同訳、新改訳、口語訳）によれば、レビ記 18 章 22 節と 20 章 13 節には、「女と寝るように男と寝てはならない」旨が書かれており、「同性性交類似行為の禁止」の重要な根拠とされてきた。

この「同性性交類似行為の禁止」とは、文言上、「男色の禁止」であり、「男性同性性交類似行為の禁止」を意味することは明らかである。その意味で、女性同性性交類似行為は問題外とされている。

同節は、ヘブライ語では、「[רָזַ] と、汝は、[אִשָּׁא] の [בְּנִי] で [בָּ] するなかれ」（18 章 22 節）、「[אִשָּׁא] の [בְּנִי] で [רָזַ] と [בָּ] した [אִשָּׁא] は嫌悪される」（20

章13節)と書かれている。

この「נִשְׁכָּבִים」は、「寝る」を意味する「נָשָׁב」の派生語であり、「寝ること」という意味にも解しうるが、「寝床」「寝台」「ベッド」を意味すると解するのが適切であるように思われる。

また、「אָדָם」は、神の人間創造に際して、創造された「[אָדָם]と[חַוָּה]」の「אָדָם」である(創世記1章27節)。仮に、「[אָדָם]と[חַוָּה]」を「男と女」と訳するならば、「אָדָם」とは「男」を意味する。

一方、「אִשָּׁה」と「[אִשָּׁה]」の「אִשָּׁה」は、創世記2章20-25節において、「אִשָּׁה」から取られた「אִשָּׁה」、「אִשָּׁה」と名付けられた「ふさわしい助け手」、「妻」とされる者であり、「אִשָּׁה」は、「אִשָּׁה」の取られた元であり、「妻」の相手方である。仮に、「אִשָּׁה」と「אִשָּׁה」を「夫と妻」と訳するならば、「夫」「妻」となる。

すると、前記両節は、「[男]と、汝は、[妻]の寝床で寝るなかれ」「[妻]の寝床で[男]と寝た[夫]は嫌悪される」となり、邦語訳聖書とは微妙な相違があることに気づこう。

つまり、邦語訳聖書では、「[男]が、[女]と寝るように、[男]と寝る」つまり「[男]が[男]と寝る」とされていて、「[男]と[男]」の性交類似行為が疑われることになるが、ヘブライ語の直訳からは、「[夫]が、[妻]の寝床で、[男]と寝る」つまり「[夫]が[男]と寝る」となり、「[夫]と[男]」の性交類似行為であるとは読み取ることができるが、文字通りには、「男性と男性」の「同性」とは言えない²⁶。

言われているように、「同性性交類似行為の禁止」であるとするならば、「[男]と[男]」「[אָדָם]と[אָדָם]」(あるいは「[女]と[女]」「[חַוָּה]と[חַוָּה]」)となるはずであるからである。

むしろ、ここでの問題は、当該行為が「妻の寝床」で為されることにあるように思われる。問われている責任の主体は「אִשָּׁה」「夫」であり、邦語で「女と寝るように」と訳されている「女」も、「夫(אִשָּׁה)」との関係における「妻(אִשָּׁה)」であることから、婚姻した妻のある夫の行為が問題とされているものと解される。

なお、「נָשָׁב(寝る)」とは、文字通りには、睡眠や休息として横臥し、就寝することを意味するが、「性交」や「性交類似行為」の婉曲表現でもある。この点も日

26 なるほど、「夫」は「男」であるから、「男」と「男」の性交類似行為に当たるとはいえ、文字の上では、同性ではないことに注目したい。

本語に通じるところである。

さらに、ここで問題としている 18 章 22 節の直前の、18 章 20 節においては、「אַל-אָפֶּת שְׂמִיתֶךָ לֹא-תִתֵּן שְׂכָרְךָ לְאִשְׁתּוֹת לְיָמֶיךָ (汝の隣人の妻に対して、汝は、汝の、精子の射出を与えるなかれ) と書かれていて、「[שכב]」を語根とする「[שָׂרָרְךָ]」が「精子の射出」という意味における「射出」という意味で用いられている²⁷。

なお、20 章 13 節においては、「פְּשֵׁי שְׁנֵיהֶם מוֹת יִמָּתוּ (彼らの両者は死を為した。彼らは死ぬべし)」とし、この行為が死に値する重大なものであるとの警告をなしている。

聖書において「死」とは、関係の断絶（例えば、神との関係の断絶、家（親族）との関係の断絶、共同体との関係の断絶、霊と肉の関係の断絶）を意味しており、社会的な意味の死ないし神学的な意味の死が想起される。

iii 列王記 上

列王記上巻 14 章 24 節には、「男娼 (מְזֻמָּה)²⁸」²⁹ さえも存在していたと記録され、「異邦の忌むべき慣習のすべてを真似ていた」旨が言及されている。

原語からは、「男娼」の存在が問題なのか、「神殿男娼」の存在が問題なのかは読み取れないが、「異邦の慣習」の一つとして摘示されており、異邦の慣習を悪として忌み嫌う聖書の主張の中で理解するべきであろう。

同様に、15 章 12 節では、神殿男娼とともに偶像の撤去が記録されている。

(2) 新約聖書

i ローマ書

ローマ書 1 章においては、「神を知りながら神を崇めることなく、被造物を神と

27 名尾耕作『旧約聖書ヘブル語大辞典』（聖文舎、1982 年）は、この語は、「性交」を意味する「[שָׂרָרְךָ]」であるとしている一方、「[שָׂרָרְךָ]」の意味は「漏出」であるとし、微妙な相違を呈している。なお、新改訳聖書は「精を漏らす」と訳しているが、日本語表現としては一般的ではない。「精」とは、「精がつく」「精も根も尽きた」「精一杯働く」「森の精」のような場合の霊・魂・気力を意味し、「漏らす」とは、病的な吹出物・体液の漏出を意味しているからである（『広辞苑』『大辞林』参照）。

28 「男娼」とは「男色を売る者」であり、「男色」とは「男の同性愛」と説明されている（『広辞苑』）。

29 新改訳聖書では「神殿男娼」とされている。

する人間は情欲に任された結果、女は自然の用を不自然なものにし、男も女との自然の関係を捨てて男同士の恥ずべき行為に耽るようになった」旨が書かれており(24-27節)、「同性性交類似行為禁止」の根拠聖句の一つとされてきた。

当該箇所を直訳すると、「それゆえ、彼らを、神は、彼ら自身において彼らの体を辱める(ἀτιμάζεσθαι)という、彼らの心の非清浄(ἀκαθαρσία)への渴望(ἐπιθυμία)に渡した。彼らは、神の真理を虚偽に代え、代々に賛美されるべき創造者を越えて被造物を崇め、仕えた。このゆえに、彼らを、神は、辱めの苦難(πάθη ἀτιμίας)に渡した。それで、彼らの女ら(θήλεια)は自然の用を自然と逆に変じた。同様に、男ら(ἄρσενες)も、女らとの自然の関係(φυσικὴν χρῆσιν τῆς θηλείας)を捨て、お互いへの彼らの情欲(ὀρέξει)の中に燃えている。男らは男らに(ἄρσενες ἐν ἄρσενιν)、恥ずべきこと(ἀσχημοσύνη)を行っている。彼らの誤りに相応する報いを彼ら自身の中に受けている」となる。

ここでは、「体の辱め」「女の自然の用の逆転」「女との自然の関係の放棄」「男の男への情欲」「男と男との恥ずべき行為」が問題とされているように思われる。

しかし、ローマ書1章の目的は、同性性交類似行為を云々することにあるのではなく、「神と人間との関係」「人間の罪」「人間の本性」「神のかたちの残滓」について言及することである。

当該箇所(24-27節)を同性性交類似行為への言及とするなら、その前後(23節以前および28節以降)とのつながりはきわめて不自然なものとなる。

そもそも23節以前においては、「罪人の本性」について論及されているのであり、23節においては「不滅の神の栄光を滅ぶべき被造物の像に代えてしまった」として、24節の「それゆえ」「非清浄の渴望」へとつながっているからである。

そこから、25節の「神の真理の虚偽への変換」「創造主の代わりに被造物崇拜」、26節の「恥ずべき情欲」「女の自然の用の逆転」、27節の「男の、女の自然の関係の放棄と男との恥ずべき行為」と展開されたうえ、28節の「神を認めようとしないので」へとつながり、28節以降の「現罪」の指摘へと論を進めているのである。

したがって、当該箇所における言及は、あくまでも、「神を否定した人間」である「罪人」の問題点を指摘することにあるのであり、その眼目は「神との関係」(それこそが「自然の関係」である。)を否定した人間が、いかに「不自然」であり、歪んでいるかを摘示する点にあるものと読み取るべきであろう。

ii コリント前書

コリント前書6章には、神の国から排除されるべき者のリストが例示的に掲げられており(9-10節)、その中に「男娼」「男色者」があげられていることから、「同性性交類似行為の禁止」の根拠聖句の一つとされてきた。

しかし、これを素直に読む限り、「男娼」「男色者」の排除であり、「同性性交類似行為の禁止」と解するのは些か拡大解釈である³⁰。

本章のコンテクストは、一見、信者間における訴えの禁止と肉欲の禁止にあるかのように見えるが、そうではなく、神の国に入れられるべき聖徒の聖別の説明にあるからである。

神の国に入れる者は当然、正しい者であることが求められることから、ここでは、その正しさの判定の手續きが示されているものであると解するべきである。

それが、16節の「娼婦と交わる者(ὁ κολλώμενος τῆ πόρνη)」と、17節の「主(基督)と交わる者(ὁ δὲ κολλώμενος τῷ κυρίῳ)」との対比によって、「聖徒の聖別」として、言及されているのである。

ここで、「交わる者(κολλώμενος)」の語根である「交わる(κολλάω)」とは、「結合する」「接合する」「執着する」「接する」などを意味する語であり、性交または性交類似行為を表現する語として用いられている。

社会的な事象としても、文字の上からも、「娼婦(πόρνη)」は女性を意味し、その相手方である「交わる者(κολλώμενος)」は男性を意味しているとともに、「娼婦との交わり」が「娼婦との性交」を意味していることは明らかである。

すると、「娼婦との性交」と対比される「基督との交わり」とは、夫と妻との関係に類比される「基督との性交」を意味することになる³¹が、それは、「肉の交わり」に対して「霊の交わり」として提示されており、「娼婦との交わり」が「一つの肉」になるのに対して、「基督との交わり」が「一つの霊」となることを示している³²。

30 なるほど、「男娼」とは、男性同性性交類似行為を業とする者であり、「男色者」とは、男性同性性交類似行為を好む者である(『広辞苑』)から、これらの者を排除することは男性同性性交類似行為を否定することに繋がることになるとはいえ、当該の「者」を排除することと当該の「行為」を否定することとは、必ずしも一致しないからである。

31 John Calvin, *Commentary on the Epistles of Paul the Apostle to the Corinthians* (Grand Rapids: Baker, 1989), 217-19.

32 Charles Hodge, *A Commentary on 1 & 2 Corinthians* (Carlisle: Banner, 1988), 104-05.

それは、「夫が彼の妻と結合し、彼らは一つの肉になる (תָּרַם וְתָרַם וְיָהִי יִשְׁרָאֵל כְּאַחַד אֶחָד) (創世記2章24節)と類比される「基督との一致」を意味するものである。

コリント前書6章においては、神の国を承継できない者らは「正しくない者ら (ἄδικοι)」であるとしたうえで、「買春者ら (πόρνοι)」「偶像の被用者ら (εἰδωλολάτραι³³) = 偶像崇拜者ら」「(男性) 姦通者ら (μοιχοὶ)」「男娼ら (μαλακοὶ)」「男色者ら (ἀρσενοκοῖται³⁴)」(以上9節)、「盗人ら」「欲深い者ら」「泥酔者ら」「罵詈雑言者ら」「強奪者ら」(以上10節) が列挙されている。

9節の部分では、「買春」「姦通」「男娼」「男色」が、「偶像に雇われる」「偶像に仕える」「偶像に奉仕する」を意味する「偶像崇拜」と並記されていることから、買春、姦通、男娼、男色が、「自己を相手方に売る」「相手方に仕える」という観点から、偶像崇拜の一形態として言及されているように思料される。

そのように解することによって、16節の「娼婦と交わること」と17節の「主と交わること」との対比の意味も明瞭となる。

すなわち、聖徒は、基督の「貞潔な処女」でなければならないのであって、基督への「貞潔」から逸れてはならない(コリント後書11:2-3)とされている一方で、偶像崇拜とは、その貞潔を破る不貞であり、不倫行為なのであるからである。

買春・姦通・男色は然りであり、それを誘引する男娼も同罪となるということであるが、地上的な意味での買春・姦通・男色というよりは、天上的な意味での買春・姦通・男色が問題とされているのである。

iii テモテ前書

テモテ前書1章においては、法(律法)が適用されるのは「正しい者」ではなく、次の者らに対してであるとして、「無法者ら」「服従しない者ら」「不敬虔な者ら」

F. W. Grosheide, *Commentary on the First Epistle to the Corinthians* (Grand Rapids: Eerdmans, 1980), 149-50.

33 「εἰδωλολάτραι」は「εἰδωλον (偶像)」と「λάτρης (被用者)」の合成語であり、「λάτρης」は「λάτρευω」からの派生語である。「λάτρευω」は、「雇用されて働く」「賃金で仕える」という意味から、「(神に)仕える」に転じ、「礼拝する」「崇拜する」の意味となっている。

34 「ἀρσενοκοῖτης (ἀρσενοκοῖταιの単数形)」は、「ἀρσην (男性の)」と「κοῖτη (寝床)」との合成語である。レビ記18章22節、20章13節に通じる。

「罪を犯した者ら」「不浄な者ら」「世俗的な者ら」「父殺しら」「母殺しら」「人殺しら」が列挙されている（9節）。

それらに続いて、「買春者ら（πόρνοι）」「男色者ら（ἀρσενοκοίται）」があげられ、さらに「人身売買者ら」「嘘つきら」「偽誓者ら」「何であれ健全な教えに反対する者ら」が列記されている（10節）。

ここに所謂「正しい者・正しくない者」は、上述のコリント前書に所謂救済論的な「正しい者・正しくない者」とは異なり、牧会論的な意味に解するのが適切であろう。

4 聖書における性別

そもそも聖書においては、男女の性別は、創世記1章26-28節における、人間創造の経緯の記録の中に記述されている。すなわち26節においては、人間創造の目的と神の意思が明示され、28節においては、創造された人間の祝福と使命が明記されている。

人間は、自然に発生したものでなければ、サルから進化したものでもなく、神の意思に基づき、神の行為によって、神の形に創造され、神の創造した世界を神に代わって統治するための「神の代官」として創造されたものである。

その間の27節において、「אלהים אתה יהוה ייך ויהוה יהוה אלהים ברא אתו זכר ונקבה ברא אדם ונקבה יקרא שםיהוה」¹⁾と書かれている。

これを、新改訳では「神はこのように人をご自身のかたちに創造された。神のかたちに彼を創造し、男と女とに彼らを創造された」と訳されており、他の邦語訳・英語訳・独語訳・仏語訳・羅語訳も大同小異である。

この節は、何の問題もない簡単な文章のように思われているが、翻訳する上では難題のある文章であると思われる。

というのも、文章の基本は「動詞＋主語＋目的語」で構成され、主語で文章は分かたれ、動詞があれば別の文章であり、複数の文章は接続詞（ו）で結ばれるものであるとすれば、この文章の難解な点は、次の点にある。

第一に、「ברא（創造する）」という動詞が3つあるから、3つの文章であると想定されるが、しかし、第二に、接続詞がないので、どこで区切るかが問題となる。当然、文章の区切り方によって、意味が異なってくるからである。

第三に、「זכר ונקבה（男と女）」が、主語なのか、目的語なのか判断がつかない点

である。伝統的には、副詞的に、条件的に、訳されているが、それが正当なのか、悩むところである。

筆者は、組織神学・人間論の講義をしながら、何年も、何十年も、この問題で悩まされ続けてきたが、ふと、次のように区切ることも可能であり、それが適切ではないかと思いついた次第である。

すなわち、①「בְּצַלְמֵ אֱלֹהִים אֱתֶרְאָרְךָ בְּצַלְמֵ אֱלֹהִים」、②「בְּצַלְמֵ אֱלֹהִים בָּרָא אֱתוֹ」、③「בָּרָא אֱתָם וְיָבֵר וַיְהַקְבֵּה」である。

これを直訳すると、①「そして、神は創造した。人間を。彼（神）の形に（そして、神は、人間を、神の形に創造した）」、②「神の形に、彼（人間）を、彼（神）は創造した（神は、神の形に、人間を創造した）」、③「男と女……、それらを、彼（神）が創造した（男と女……、それらを神が創造した）」となる³⁵。

すなわち、ここでは、「人間の創造」と共に、「男と女の創造」も記録されているということである。

それは、創造論を論じながらも、ともすれば、進化論の影響を受けて、動物の延長線上で、「人間」も「雄と雌」であるのが当然であるという理解に陥りがちであったことに対する反省を迫るものである³⁶。

「男と女」とは、被造物として当然のこととしてではなく、神の意思により、神の行為として、あえて創造されたものなのである。考えてみれば、動物も神によって創造されたのであるが、動物については「雄と雌に創造した」とは書かれていないことから明らかである。

従来、「人間とは、男と女である」「男と女で、一人の人間である」と説明されてきた（「人間＝男＋女」）が、このことによって、「男という人間」と「女という人間」

35 これにより、「彼（単数）を創造した」と言いつつ、「彼ら（複数）を創造した」と言い換える不自然さも解消される。カルヴァンもこの点を指摘し（John Calvin, *Commentaries on the First Book of Moses called Genesis* (Grand Rapids: Baker, 1989), 97.）、カイルとデリッチもこの点を看過することに注意を促している（Carl F. Keil and F. Keil Delitzsch, *Commentary on the Old Testament*, vol. 1 [Grand Rapids: Erdmans, 1892], 64-66.）。

36 Paul K. Jewett, *Man as Male and Female: A Study in Sexual Relationships from a Theological Point of View* (Grand Rapids: Eerdmans, 1975). も、女性問題・男女問題とは、神学的には、「神の像」^{イマゴ・デイ}の教理について語ることでありと（13頁）、神の代官としての創造を重視している（13頁）。

が存するという説明になることになる（「人間=男」&「人間=女」）。

すなわち、「男」から造られたとされてきた「女」が、初めから「人間」であって、「男」の派生物ではないということになるのである。

それと同時に、神の創造したものは、単に「人間」ではなく、「男」も、「女」も、それ自体として、神が創造したものであるということを明示するものである。

なお、創世記2章22-23節では、「[אָדָם] と [אִשָּׁה]」とは別異の概念である「[אִישׁ] と [אִשָּׁה]」が用いられているにも拘わらず、「[אָדָם] と [אִשָּׁה]」と同じ「男と女」と訳されたことによって、混乱が生じてきた。

「[אִישׁ] と [אִשָּׁה]（夫と妻）」は、24節に所謂「רַבֵּם בְּאַשְׁתּוֹ וְהָיוּ לְבָשָׂר אֶחָד (夫は……彼の妻と結合し、彼らは一つの肉となる)」の主体である。

「一つの肉」となる「[אִישׁ] と [אִשָּׁה]」は、「[אָדָם] と [אִשָּׁה]」ではあるが、「[אָדָם] と [אִשָּׁה]」一般ではなく、特定の「[אָדָם] と [אִשָּׁה]」を意味する。

なお、「[אָדָם] と [אִשָּׁה]（男と女）」は、共に、「אָדָם（人間）」ではあるが、「同じ人間」ではなく、神が、別々に「男」と「女」として創造した、それぞれ「別の人間」であると解するのが相当である³⁷。

それは、生物学的に、「男」と「女」が、受精卵の成長過程の初期から異なり、胎生の段階では、女性ホルモンで女性として形成され、男性ホルモンにより男性特有のY染色体の指令により男性として形成されるのであり、遺伝子の構造から、細胞分裂・個体形成の過程が区々であり、肉体の構造・組織が異なり、脳の構造まで異なる存在であるということを暗示するものである。

5 結び ～性別の神学的意味と実践的意義～

女性が抑圧されてきた社会的・歴史的背景から、「女性の人権」「女権拡張」「男女平等」「男女の機会均等」などが提唱され、社会的・政治的・法律的・行政的な対応策が講じられてきたが、その一方で、「行きすぎた男女の平等」が、逆に男女の不平等を生み、刑法犯罪を含む社会的な諸問題を惹起するなどもしている³⁸。

37 Jewett, *Man as Male and Female*. も、「人間の性は動物の世界と共通のものではない」とし（13頁）、「性別は支配従属の関係を含むものではない」と言っている（14頁）。

38 幼児期・児童期であっても、肉体的・精神的に「男女の差異」があるのは当然であるのにもかかわらず、「行き過ぎた男女平等」により、肉体的・精神的に不都合な教育を強いることとなり、

欧米諸国から始まり、近年、日本でも、LGBT論の展開によって、同性性交類似行為や同性性交類似行為を指向する者を容認することが強く求められ、これを否定することは「人権侵害」「差別思想」として強い非難を受け、公職を追われるなどすらしている。

従来、「聖書で禁止されている」とされてきた同性性交類似行為（男性同性性交類似行為）であるが、レビ記で禁止されているのは、「男が男と行う性交類似行為」ではなく、「夫が男と行う性交類似行為」であって、妻のある夫が行う姦通の一種として否まれているものと思料される。

創世記18章の「強制男性同性性交類似行為未遂」を含め、旧約聖書・新約聖書において「男色」「男娼」などとして言及されている「男性同性性交類似行為」は、「偶像崇拜の一種」として否定されていると解することができる。

聖書は、神と民との信仰の関係を、神を夫とし、民を妻とする「婚姻」の関係と捉えており、民が神以外の者と関係を持つことは「姦通」とされ³⁹、「偶像崇拜」とされているからである。

すなわち、神以外の物を礼拝・崇拜することは、「偶像礼拝」「偶像崇拜」であり、「(神に対する)姦通」であることになる。しかも、神以外の偶像とは、民と同じ神の被造物であるから、「同性性交類似行為」となるのである。

聖書においては、「女性同性性交類似行為」は言及されていないが、この論理は共通であろう。

以上の論理から、「同性婚」「同性カップル」についても同旨の結論が得られる。

そもそも、人間の「男」と「女」とは、神の意思に基づいて、神によって創造されたものであり、特定の目的を有しており、特定の意味と意義を持っている。これを否定することは、神の創造の否定であり、神の意思の否定であり、神の否定に繋がるものである。

神の目的に従って、「男が男らしく」「女が女らしく」なることは適切なことであり、否定されるべきではないが、「行き過ぎの危険」は止めなければならない。

言うまでもなく、少数の例外があることは、「男と女」の問題においても考えられなければならない。WHOが指摘している通り、趣味や嗜好の問題ではなく、精神的な問題であり、病的な問題である場合においては、それなりの対応がなされな

結果的に、「いびつな性意識」を醸成している点も否めない。

39 エレミヤ 3:8・9、エゼキエル 16:26・28、23:5・7・37・43など。

ければならないのは自明の理である。

その点を看過すると、逆の「行き過ぎ」が横行することになる。思うに「行き過ぎ」の原因は、実態を無視し、文字のみに拘泥した対応にある。「男女が平等である」ことが求められるのは、主として、人権や法律上の権利や肉体的な性差により可能性が左右されない業務や労働に関してである。

地域により、歴史的・社会的・宗教的な背景も顧慮して、健全な慣行として容認される事項に関して、「男に男らしさ」を求め、「女に女らしさ」を求めることは、妥当なことであろう。その点を無視して、男女に画一的な同質・同形・同様・同一を求めることは、神の創造した「性別」の否定となる。

今日の問題は、実に、この点に存し、神を否定する背景から、神の創造を否定し、神の定めた「性別」を否定する「無性化」にあると言えよう。「無性化」とは、「男と女」という「性別」の否定であり、「神と人間」の関係における「神」の否定である。